

●香川県告示第88号

香川県管理港湾高松港において次のように港湾施設の供用を開始したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第5項の規定に基づき告示する。

平成19年3月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

港湾施設の種類	名 称	位 置	数 量
保管施設（野積場）	朝日新町F地区1号	高松市朝日新町1番地2	面積 420m <sup>2</sup>
保管施設（野積場）	朝日新町F地区2号	高松市朝日新町1番地2	面積 420m <sup>2</sup>
保管施設（野積場）	朝日新町F地区3号	高松市朝日新町1番地2	面積 420m <sup>2</sup>